

熊本家庭裁判所委員会（第23回）議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成26年5月23日（金）午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室
- 3 出席者
(委員) 阿部広美, 家入尚美, 岡部 勉, 小田浩一, 甲斐國英, 栗木 傑,
坂田敦子, 武野康代, 遠山口直, 農 孝生, 松村俊宏（五十音順）
(事務局等) 事務局長, 首席家庭裁判所調査官, 首席書記官, 事務局次長,
総務課長
- 4 意見交換テーマ
 - 少年逃走事案について
 - 家庭裁判所に対するイメージ・期待すること

第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長，○：委員，◇：事務局等】

- 1 開 会
- 2 新任委員のあいさつ
- 3 議事
 - 委員長から，5月に発生した少年逃走事案の概要等について説明を行い，
本事案を題材として意見交換を行った。
 - 少年が便意を訴えて，バスの中で立ったり座ったりして落ち着かない様子
だったのは逃走のための手段だったのか。今から考えると，少年は，初めか
ら逃走しようと思っていたのではないか。
 - ◎ そのような行為が逃走のための手段だったのかどうかはわからないが，緊
急同行状が発付されていたという一般論からすれば，一定程度その疑いはあ
った。
 - 少年鑑別所に到着した際，少年鑑別所の人，なぜ出ていなかったのか。

- ◎ それはわからない。基本的には、引き渡すまでは裁判所が責任を負う立場にある。
- やはり、連携に問題があったのではないかと思う。いくつかの予防措置がきちんとあったものの、それが機能しなかったということがわかった。
- ◎ 少年鑑別所との連携については、改めて見直す予定である。
- このようなことがあった時に、一番怖いのは、住民への情報提供が徹底されないことである。一般的には各地域の独自の緊急態勢もあるかと思うので、そことの連携を考えてほしい。地域の住民を安心させるため、例えば認知症の高齢の方への対応等も含めて、情報提供のあり方を考えてほしい。
- ◎ 今回は少年鑑別所や警察から市の教育委員会や学校等に連絡していただいた。今後、このようなことが裁判所内で起こったとき、または、道路上で起こったとき等の情報提供の在り方については、今回の事案を精査した上で、課題として検討しなければならないと考えている。
- 結果から遡った評価かもしれないが、鑑別所の職員も出て来ていない、シャッターも下りていないという状態で、少年を降ろしてしまうということ自体が私は理解に苦しむ。何のために裁判所職員が2人いたのか、1人は少年鑑別所の職員を呼びに行き、1人は車内で身柄を監視すべきだったのではないかと思う。
- ◎ 先に、1人の職員もしくはドライバーが車から降りて、シャッターを下ろした後に少年を降ろすというのが基本であったが、今回は少年をトイレに急いで行かせないといけないということもあって、イレギュラーな対応になった。鑑別所に着いた後の態勢について、もう少しきちんとした取り決めが必要であったと考えている。

途中で警察署のトイレに立ち寄るという方法も考えられ、今回はいくつかの問題が重なっている。それは全て、今後の押送の在り方に活かしていかなければならないと考えている。
- 大型の車の時は、車庫のシャッターが閉まらない場合があるということ、これまでの押送の経験で事前にわからなかったのか。車種についての

連絡はしないのか。

◎ 今後は車種について連絡するようにした。また、少年鑑別所には、押送の車が完全に車庫に入るような措置を執っていただくよう、お願いしているところである。

◎ 今回伺った御意見等を踏まえて、再発防止等に取り組んで参りたい。

□ 委員長から家庭裁判所の現状と課題等について、統計資料を参考に説明を行った後、「家庭裁判所に対するイメージ・期待すること」について意見交換を行った。

◎ 家裁を取り巻く状況は、ご存じのとおり少子高齢化そのものである。

家事事件の中で、調停事件については、平成24年度と25年度の統計を比べてみると、特に別表2といわれる事件が増加している。これは子供の関係である。婚姻費用もあるが、子の監護に関わる事件が増加している。その内容は、監護者の指定、養育費の支払いを求めるもの、面会交流を求める申し立て、子の引き渡し等の子どもをめぐる調停が非常に増えてきている。ちなみに遺産分割は若干減っている。

調停の成立率を平成24年度と25年度を比べると、若干、上向いたという状況である。これは子どもをめぐる家事調停が増加していることが原因となっているものである。

次に、後見事件については、完全に右肩上がりで増加している。これから先、団塊の世代がこの領域に入ってくることで、ますます増加する傾向にある。熊本家裁は、今後これらの後見事件について、裁判所としてどのように対応をしていくかが喫緊の課題である。

他方で後見人の不正事件が増加している。親族後見人については、裁判所としても、後見教室などの取り組みをしていかなければいけないと考えている。今後の流れとして、事件が増大するのは明らかなので、これにどのように対応していくのが課題であり、親族後見人の不正についても、裁判所のテリトリーの中での話なので、不正が起こらないよう、シビアにやって行かざるを得ないと思っている。

少年事件については、完全に右肩下がりである。

減少することは非常に良いことだが、低年齢化しており、性犯罪が増えている傾向にある。

低年齢化及び性犯罪の増加に、どう対応していくのかについての検討を、調査官を中心に現在取り組んでいるところである。中学在学中の教育的措置をどうするのか、あるいは性犯罪に対してどういう措置をしていったらいいのかなどの検討を今後も進めていきたい。

また、事件数は減少しているが、再非行率が高いという問題がある。これは、教育的措置がうまく機能しているかということについて、裁判所としても考えていかなければならないという印象を持っている。

以上、このような家庭裁判所の状況について、御提言等があれば伺いたい。

- 以前いただいた「裁判所データブック」を見た際、家裁が扱っている件数（家事事件）がこの20年くらいの間に倍以上増えていると思っていたところであるが、本日の資料を見ると、審判事件が増えていて、調停事件は横ばいであるが、特徴的な点はあるか。
- ◎ 審判事件の中には、後見開始や相続放棄等も件数に入っている。調停事件で、離婚の調停を申し立てた際、併せて婚姻費用分担についても申し立てられ、調停で離婚が成立しなければ、調停としては終了するが、婚姻費用分担の方は審判として判断しないといけないという状況があり、統計の取り方として、そのような状況がうまく反映できているのかという問題もあるようだ。
- 調停よりは、審判を求める傾向があるのではないかと聞いたことがある。例えば、他県の話だが、離婚調停では、女性の当事者側の意見がなかなか聞いてもらいにくかったと聞いたことがあり、そういう理由から審判が増えるのではないのかと思った次第である。
- 審判というのは、先ほど委員長が言われたように、離婚した後に、例えば、子供の名前の変更でも一つの審判事件として数えられるので件数が多くなるのだと思う。離婚して母親が親権者になったが、戸籍上は父親の戸籍なので、母親が自分の戸籍に入れるためには審判をしないといけない。

紛争性のある審判と紛争性のない審判も含めて件数にカウントされているので、審判が多いのではないかと思っている。

私の実感としては、私が受けた事件では、調停で終わる事件が多く、審判まで行く事件の方がむしろ少ないという印象を持っている。

離婚事件についても10件受けて、裁判になるのは、多分1、2件で大半は調停で解決しているという印象である。

先ほどの委員長の説明のとおり、子の監護を巡る事件が増えているのと同時に、激化していると思う。相談者からの切実な話の中で、子の面会交流が双方の親にとって頭を悩ます問題だと実感している。日本はハーグ条約も批准したので、これから家裁としても、子の面会については、より積極的に進めていくことと思うが、どこかで発想を転換してもらって、ただ、「面会させなさい。」というだけではなく、それを援助できるようなシステムを考えていただきたい。子供をめぐる問題に関しては、たとえば家裁の中に面会室があって、誰か援助をしてくれれば簡単に面会ができるのに、それがないために自分達でするように言われてもできるものではない。予算がないからできないではなく、裁判所の方からも是非、政府にアピールして踏み込んだ支援をしていただきたいという気がしている。

- 今回のように統計資料を出していただいた上でのテーマは入りやすいし、興味がある。今の私達の生活のどこに問題があるのかを提起してもらっているのだと思う。全国が、あるいは熊本県がどういう問題を抱えているのか、どういう傾向にあるのか、また、件数だけではなく犯罪を解決しようという意思が現れる機会だと思う。

少年事件の減少は、単なる少子化を原因とするだけではなく、教育的背景による犯罪の防止、犯罪を福祉的に防止しようとしている動き等があり、その効果が現れているのかもしれないと思う。そういう分析を、他の社会福祉や教育の分野、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等と連携してやってほしい。たとえ事件数が増えたとしても、解決事案も増えたということであれば、それは誇っていい部分だと思うので、統計数字だけではなく、そ

の分析により、よりよい未来を目指せるような連携をしていただければありがたいと思う。

◎ 地裁の刑事事件を見ていると、件数は減っており、凶悪な事件が増えているような印象を受けるが、検察官はどんな印象を持っているのか伺いたい。

○ 統計的には、全体の事件数は減少傾向にあるが、ご指摘のとおり、去年は殺人を含めて、裁判員裁判が多くあったと思う。

◎ 少年事件と対比してどのような印象か。

○ 少年事件について、凶悪なものがあつたという印象はない。ケースとしては万引や交通事犯が多いという印象は持っている。

単独ではなく共同共犯で送られてくる少年が多かつたように思う。

○ 再犯率について、保護観察となつた少年、少年院に送致となつた少年、補導委託となつた少年に分けた統計数字はあるのか。

◇ 裁判所では、そのような細かく分類した再犯率の数字はない。全体の件数が減少した分、逆に再非行率が上がつてきているのではないかと考えている。

○ 先ほど、家事調停事件に比べて、審判が増えているのではないかという話であつたが、やはり、調停が成立せずに審判に移行する事案は結構増えてきたように思う。7、8年前は裁判所の方から出した調停案で納得されることが多かつたが、最近は、やはり国民の権利意識が高くなつていることもあり、審判までやつてだめなら仕方ないが、調停で同意することはできないという方が、結構増えていると思う。

子供の親権を巡る対立についても、昔は「母親の方に」ということが多く、父親はあまり主張されなかつたが、現在は親権者変更についてはどうしても納得されない方もおられるので、審判は増えているように思う。

それから、調停では女性の意見が反映されにくいのではないかというご指摘だが、調停での裁判所のモットーは、中立性、公平性であり、そのように運用してつもりである。ただ、女性の意見が反映されにくいと思われる方がいるという事実があるのであれば、今後は誤解を与えないように説明していかなければと思う。

5 次回のテーマ

未定

6 次回期日

平成26年10月24日（金）午後1時30分

7 閉 会